

令和6年度

第6回あさぎり町農業委員会
議事録

開会日：令和6年8月7日（水）

あさぎり町農業委員会

令和6年度 第6回あさぎり町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和6年8月7日(水)					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場第二庁舎 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和6年8月7日 午後1時30分	会 長	杉下 和治		
	閉 会	令和6年8月7日 午後1時54分	会 長	杉下 和治		
応(不応)招委員及 び出席並びに 欠席委員 出 席 26名 欠 席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	北川 浩臣	○	14	田崎 洋一郎	○
	2	池上 勇一郎	○	15	村田 新一	○
	3	藤原 ルミ子	○	16	宮原 久子	○
	4	北崎 一英	○	17	中村 好文	○
	5	深松 守	○	18	田中 伸明	○
	6	稲富 裕二	○	19	濱田 定武	○
	7	中村 幸二	○	20	廣瀬 孝喜	○
	8	竹下 正男	○	21	松本 廣幸	○
	9	恒松 純生	○	22	藤本 勇二	○
	10	宮原 範行	○	23	緒方 信三	○
	11	的射場 洋一	○	24	谷川 新二	○
	12	橋口 京美	○	25	井手 久美子	○
	13	西野 雅倫	○	26	杉下 和治	○
議 事 録 署 名 委 員	9番 恒松 純生		10番 宮原 範行			
出 席 し た 農 業 委 員 会 職 員	事務局長 橋本 英樹		主幹 椎葉 尚宏			
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画(第8回)の決定について					

開会 午後1時30分

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** それでは、開会いたします。御起立ください。礼。それでは、ただいまより令和6年度第6回総会を開会いたします。初めに杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。毎日暑い日、猛暑が続いておりますけれども、何ていうかな、健康管理には十分注意されてですね、過ごして頂きたいと思います。そしてまた、人・農地プランの地域計画、それから、目標地図作成がいよいよ本番に入ってきます。いろんな方の力添えを頂きながら、作成をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。本日の出席委員は26名中26名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、9番、恒松純生委員。10番、宮原範行委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会主幹（椎葉 尚宏君）** それでは報告いたします。資料は2ページから3ページです。今回は10件の合意解約です。解約理由について、68番から69番は所有権移転のため、70番は農地中間管理事業貸付けのため、71番は基盤強化法による利用権設定に変更のため、72番から75番は第三者貸付けのため、76番は契約内容変更のため、77番は耕作困難のためとなっています。以上報告いたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい、特にないようですので以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会主幹（椎葉 尚宏君）** それでは報告いたします。資料は4ページから6ページです。今回は、地区担当農業委員による現地確認により、2筆の農地を非農地と判断しております。写真を御覧ください。非農地化対象農地は、免田地区、畑1筆、212㎡。須恵地区、畑1筆、963㎡です。以上報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第2号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい、特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は7ページからになります。今回は3件の審議をお願いします。申請番号17番について、資料9ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は2筆で、1筆の地目は台帳現況ともに田、面積は2,044㎡、もう1筆の地目は台帳現況ともに畑、面積は211㎡です。移転する契約は、贈与による所有権移転です。資料11ページを御覧ください。譲受人は、申請地の田には水稻を、畑には野菜を栽培される予定です。

次に申請番号18番について、資料18ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は5筆で、4筆の地目は台帳現況とも田、面積は合計で10,948㎡です。もう1筆の地目は台帳現況ともに畑、面積は371㎡です。移転する契約は、贈与による所有権移転です。資料20ページを御覧ください。譲受人は申請地の田に水稻を、畑には野菜を栽培される予定です。

次に、申請番号19番について、資料26ページを御覧ください。譲受人、譲渡人はともに町内の個人の方です。移転する土地は4筆で、4筆の地目は台帳は田、現況は1筆は田、3筆は畑、面積は合計で6,057㎡です。移転する契約は、反当たり75万円の売買による所有権移転です。資料28ページを御覧ください。譲受人は申請地に緑化木を育成される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て、満たしているものと考えます。説明を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第1班の現地調査がありましたので、申請番号17番の案件について、10番委員の宮原範行委員より、申請番号18番の案件について、2番委員の池上委員より、申請番号19番の案件について、24番委員の谷川委員より報告をお願いします。

○**10番委員（宮原 範行君）** 10番の宮原です。農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号17番の案件について、午前中、調査しましたので報告します。資料8ページから16ページです。16ページを見てください。譲渡人、譲受人とも、町内の個人の方です。場所は岡原小学校から東に1km、幸野溝から西に200から300mの地点です。地目は田が2,044㎡、畑が221㎡、贈与による所有権移転でございます。現状としては田をつくられていました。畑は自宅に近く、花等も植えられてきれいにされていました。譲受人は譲渡人の娘の夫という関係でございます。今までずっと耕作されていたので、何ら問題はないと思います。皆様方の審議のほうをよろしくお願いします。

○**2番委員（池上 勇一郎君）** 2番委員の池上です。農地法第3条の規定による許可申請に係る、申請番号18番の案件について、午前中に実施した現地調査結果を報告いたします。資料17ページから24ページを御覧ください。申請の場所は、中球磨斎場から南東に約500メートル、イスミ免田店より東へ約400メートルのところ、免田築地地区内になります。譲渡人、譲受人ともに町内の個人で、親子関係になります。譲受人は、この申請地を現在も耕作されております。譲受人は現在、水稻、野菜などを作付けされており、権利移動後の営農も確実です。何ら問題はないと思いますので、皆様方の御審議方よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

○**24番委員（谷川 新二君）** 24番、谷川です。農地法第3条の規定による許可申請に係る申請番号17番の案件について、午前中実施した現地調査の結果を報告いたします。資料につきましては、26ページから32ページで、地図の32ページを御覧ください。申請地は、岡原福留公民館から東に100m、旧岡原中学校から南に500mくらいのところで、岡原福留地区内になります。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方で、譲受人はこの申請地を長年耕作されており、資料に緑化木とありますが、苗木をされており、現在畑状態になっております。ですので権利移動後も営農確実で、何ら問題ないと思われるので皆様方の御審議方よろしくお願いたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号17番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号17番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、申請番号17番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号18番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号18番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、申請番号18番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号19番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号19番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、申請番号19番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい、農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は33ページからになります。今回は1件の審議をお願いします。申請番号4番について、資料35ページを御覧ください。譲渡人は町外の個人で3名の共有、譲受人は町内の個人で2名の共有です。転用する土地は1筆で地目は台帳現況とも畑、転用面積は281㎡です。移転する内容は、総額295万円の売買による所有権移転で、転用の目的は個人住宅です。資料37ページを御覧ください。申請地は第1種、第2種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い、その他の農地になります。農用地区域外の農地であることから、個人住宅への転用は可能です。資料41ページから事業計画書、資金計画書、住宅ローン事前審査書等を掲載しております。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断いたしました。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第1班の現地調査がありましたので、申請番号4番の案件について、20番委員の廣瀬委員より報告をお願いします。

○20番委員（廣瀬 孝喜君） 20番、廣瀬です。農地法5条、申請番号4番について午前中の調査の報

告をいたします。ページは33ページから45ページです。地目は畑で面積は281㎡です。譲受人の方は町内の方、譲渡人の方は町外の方です。37ページを御覧ください。場所は免田八幡区、免田小学校から東300mぐらいのところでございます。住宅を建てられるそうです。何ら問題ないと思いますが、審議方よろしく申し上げます。終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号4番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。申請番号4番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、申請番号4番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画（第8回）の決定について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画（第8回）の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。47ページから御覧ください。47ページ上段の336番から49ページ下段の341番までは、期間満了に伴う賃借権の再設定です。50ページ上段の342①番から52ページ上段の342⑤番までは、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。52ページ下段の343番は、新規の賃借権の設定です。53ページ上段の344番は、新規の使用貸借権の設定です。54ページ上段の345番から57ページ下段の349番までは、期間満了に伴う農地中間管理事業による賃借権の再設定です。58ページ上段の350番から63ページ上段の358番までは、新規の農地中間管理事業による賃借権の設定です。

続きまして、所有権移転に係る分について説明いたします。資料は64ページから66ページです。今回の申請は4件です。33番から36番は農業公社が借入れをするものです。33番の買入れ価格38万1,352円、34番の買入れ価格40万円、35番の買入れ価格40万円、36番の買入れ価格40万円。67ページから68ページにかけて、利用権及び集積に係る資料を載せております。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、農用地利用集積計画（第8回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。

○14番委員（田崎 洋一郎君） 14番田崎です。64ページの農用地利用集積計画の決定についてですが、価格が38万から40万ということで、この地図を見ても、地域でもあると思うんですが、公社が入るにはちょっと安いのかなと思いますが、公社のほうから何も言われませんか。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） はい、公社のほうに事前に確認しまして、過去の公社売買の履歴と照らし合わせても、極端に安い金額でなかったのが、公社売買と今回なっております。

○14番委員（田崎 洋一郎君） これであれば、やっぱこれからの平均価格にも影響はしてきますよね、上地区が。今回、買う方が、ずっとこん頃多かですよ、ずーっと買っていくということで、こうなっているのかなと思うんですが、あまり安く、正規田でもあるのに、40万はいかがかなと思うんですよ。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） そうですね。なるだけ価格を維持するということと、町村境と

いうこともあってですね、ちょっと、近隣町村の金額に寄せてる部分もあるのかなと思いますけど、引き続き公社と価格については協議しながら進めていきたいと思えます。以上です。

○14番委員（田崎 洋一郎君） はい、分かりました。

○○農業委員会会長（杉下 和治君） よろしいですか。はい、ほかにありませんか。ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。これから議案第3号、農用地利用集積計画（第8回）について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、本案は、原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和6年度あさぎり町農業委員会第6回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） 起立願います。礼。

閉会 午後1時54分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年8月7日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 9番 恒松 純生

あさぎり町農業委員会 署名委員 10番 宮原 範行